

かごしま市 原付バイク

オリジナルデザイン ナンバープレート

交付手数料無料

鹿児島市の魅力を広く発信するとともに、市民のみなさんにまちへの愛着をさらに深めていただくために、オリジナルナンバープレートを平成30年10月1日から交付しています。

原付バイクを新規登録する場合は、「既存のナンバープレート（無地）」と「オリジナルナンバープレート（図柄入り）」から選択することができます。

また、現在、ご使用中の「既存のナンバープレート（無地）」を「オリジナルナンバープレート（図柄入り）」に無料で交換することもできます。

対 象

※プレートの色は排気量によって異なります。

原付バイク：50cc以下〔白色〕/90cc以下〔黄色〕/125cc以下〔桃色〕
「鹿児島市内に主たる定置場のある原付バイク（ミニカー除く）」のみ対象です。

手続き方法

◆申請書に、現在の住所・氏名・生年月日・連絡先のほか、バイクのメーカー・車台番号・排気量の記入が必要です。事前に確認のうえ記入ができるようご準備ください。また、所有者と使用者が異なる場合は、使用者の印鑑も必要です。

新規登録：原付バイクを購入または譲渡により、新たに登録するとき

- 所有者印鑑（スタンプ印不可）
- 販売証明書または譲渡証明書

※学生等で本市に住民票を有しない場合は、住民票（広域交付住民票でも可）が必要です。

交 換：既存のナンバープレートからオリジナルナンバープレート（図柄入り）に交換するとき

- 所有者印鑑（スタンプ印不可）
- 現在使用している「既存のナンバープレート（無地）」

交付場所

市役所本庁市民税課（別館2階7番窓口）・各支所の税務課

（注意） 名義変更の場合は、旧所有者の廃車手続きを行い、新所有者の名義で登録します。廃車手続きには、旧所有者の印鑑（スタンプ印不可）と、旧所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号の記入が必要です。ご不明な点は、必ず事前にお問い合わせのうえお越しく下さい。

注意事項

- ◆ナンバープレートが変わった場合、自賠償保険等の手続きが必要です。事前に、加入されている保険会社にお問い合わせください。
- ◆ナンバープレートの番号は選べません。
- ◆書類等に不備がある場合は受付できないことがあります。

【お問い合わせ先】鹿児島市役所 市民税課諸税係〈別館2階〉 TEL：099-216-1172

各支所税務課の電話番号

- ◆谷山税務課/269-8417 ◆伊敷税務課/229-9736 ◆吉野税務課/244-7392
- ◆吉田税務課/294-1213 ◆喜入税務課/345-3759 ◆松元税務課/278-5416
- ◆郡山税務課/298-2115
- ◆桜島税務係(桜島支所内)/293-2348 ◆東桜島税務係(旧東桜島支所内)/221-2112